

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大・公社債等に対する課税方式の変更）		
税 目	所得税（所法第 23 条、第 24 条、第 33 条、第 35 条、措法第 3 条、第 8 条の 4、第 8 条の 5、第 9 条の 3、第 37 条の 10、第 37 条の 11 の 6、第 37 条の 12 の 2、第 37 条の 13～13 の 2、第 41 条の 10、第 41 条の 14 及び第 41 条の 15）		
要 望 の 内 容	金融所得に対する課税について、多様な金融商品（上場株式、公募投資信託、預金、公社債、先物取引等）を一元的に捉え、その課税方式の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算を広く可能とするほか、上場株式等と先物取引について認められている損失の繰越控除（3 年間）を金融所得全般に拡大していくため、以下の税制措置を講じる。 商品先物取引の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益について、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、上場株式等の譲渡損益等との損益通算の対象に含める。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲640 百万円 （ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、金融商品を介した市場への資金供給を円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

「新金融立国」に向けた施策として、新成長戦略（2010 年 6 月閣議決定）において、「2013 年度までに証券・金融・商品の全てを横断的に一括して取り扱う総合的な取引所創設を図る制度・施策の早期実施」が閣議決定されている。税制面でも、ユーザーの利便性を高めるため現物株と先物取引の損益通算を実現させ資本を呼び込み市場流動性を高めて、我が国の産業を支える金融システムの強化を図る。

（参考）

○新成長戦略（2010 年 6 月 18 日閣議決定）（抜粋）

Ⅶ. 金融分野における国家戦略プロジェクト

21. 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進

「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013 年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。

総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。

○総合的な取引所検討チーム取りまとめ（平成 24 年 2 月 24 日金融庁・農林水産省・経済産業省）（抜粋）

制度概要 2.

⑥証券・金融、商品を一体的に取り扱う垣根を取り払った取引所における取引の活性化を図るためにも、口座や税制の一元化などの課題への対処を図る。

○日本再生戦略（2012 年 7 月 31 日閣議決定）（抜粋）

Ⅳ. 日本再生のための具体策

2. 「共創の国」への具体的な取組 ～11 の成長戦略と 38 の重点施策～

（1）更なる成長力強化のための取組

③新たな資金循環による金融資本市場の活性化

〔金融戦略〕

総合的な取引所において、世界から資金を呼び込み、取引所順位アジアトップを目指す

（重点施策：アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立）

我が国の金融・資本市場の魅力を向上させ、投資を呼び込み、アジアの金融センターとしての地位を確立するべく、総合的な取引所の実現、投資家の利便性向上のための施策を講じる。

（別表）日本再生に向けた改革工程表

（1）Ⅲ 新たな資金循環による金融資本市場の活性化 ～金融戦略～

4. アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立

（1）アジア金融センターへ向けた我が国金融資本市場・金融機関の競争力向上

総合的な取引所実現へ向けた法改正、法改正に伴う関係政府令等の整備
清算証拠金・口座の一元化や税制（損益通算）等の検討、実施

		(2) 施策の必要性 我が国の個人金融資産は、約 1,400 兆円もの規模であるが、その約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は、諸外国に比べて高い。そのため、株式や投信、債券など現預金以外での資産運用がなされている比率は諸外国に比べて低い水準に留まっている。潤沢な個人金融資産の存在は我が国にとって大きな財産であり、家計の資産運用行動に対して、我が国の産業の成長に寄与する形での変化を促進できれば、成長分野への資金供給の流れを形成することが可能となる。金融商品を介した家計から市場および企業部門への資金の好循環をもたらすためにも、金融所得に係る課税関係をリスクリターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。 新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定）における「2013 年度までに証券・金融・商品の全てを横断的に一括して取り扱う総合的な取引所創設を図る制度・施策の早期実施」を受け、今通常国会で金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立し、その制度整備が行われたところである。さらに総合的な取引所の実現のためには、税制についても統一的・横断的な制度を実現することが不可欠であり、早期に実施する必要がある。 なお、近年、我が国商品先物取引市場の流動性が減少し、商品先物市場が持つ価格変動リスクのヘッジ機能等の低下が懸念されているとともに、商品は株式等の分散投資先としても有効とされていることから、不招請勧誘禁止等の厳格な行為規制を前提に、商品先物等に対する個人からの投資環境を整備する必要がある。 このため、商品先物取引・商品ファンドを含めた金融所得課税の一元化を図り、損益通算等の範囲を拡大し、簡素で中立的な税制とすることが必要である。	
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 食料の安定供給の確保 《政策分野》 食品産業の持続的な発展
		政策の達成目標	産業活動にかかるリスクマネーの供給の促進 商品先物市場の流動性の確保 個人投資家における投資選択の中立化及び範囲の拡大
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒常的な措置
		同上の期間中の達成目標	産業活動にかかるリスクマネーの供給の促進 商品先物市場の流動性の確保 個人投資家における投資選択の中立化及び範囲の拡大
		政策目標の達成状況	—

	有効性	要望の措置の適用見込み	商品先物や商品ファンド等への投資を行っている個人投資家とその内の損失者数を推計すると、本措置の潜在的な利用者は約4.5万人と推定される。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	投資家・利用者の利便性を高めて、世界から資本を呼び込める市場を作り上げることを目指しており、我が国の産業を支える市場としての機能を再生・発展させることが期待される。
相当性		当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	新成長戦略においても、総合的な取引所創設に向け、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとすることが求められており、世界から資本を呼び込むためには、現物株と先物取引の損益通算の実現が不可欠。本措置は、個人投資家一般に、公平に適用されるべきものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成１７～２４年度税制要望において要望を行っているところ。２４年度税制改正大綱において、金融証券税制については、投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、平成２６年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が２０％本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成２５年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討することとされた。	